

## 青森県消費生活基本計画（第4次）案について

### 1 策定の趣旨

- (1) 青森県消費生活基本計画は、平成12年に青森県消費生活条例（平成10年4月施行）第8条第1項に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定。
- (2) 本計画は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第10条第1項に基づく消費者教育推進計画としての性格も併せ持つ。
- (3) 現行の第3次計画（平成29年2月策定）が、計画期間（H29～R3）の終期を迎えることから、国の基本計画（令和2年3月閣議決定）や社会経済環境の変化等を踏まえ、次期計画（第4次）を令和3年度中に策定するもの。

### 2 計画（第4次）案の概要

- (1) 目的 消費生活の安定と向上
- (2) 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間
- (3) 基本的な視点 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
- (4) 施策の基本的な柱 ①安全で安心な暮らし  
②消費者の自立  
③持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた消費生活

### 3 第3次計画からの主な変更点

- 超高齢社会やデジタル化の進展による消費者トラブルの増加・多様化への対応
  - ・ 高齢者や障害者等に対する地域での見守り体制の強化等
  - ・ マスメディアに加え、オンラインや動画、SNS、街頭啓発、出前講座、広報誌、金融機関や医療機関等との連携などによる重層的かつきめ細やかな啓発活動等
- 令和4年4月からの民法改正による成年年齢引下げへの対応
  - ・ 教育関係者や弁護士等と連携した若年者に対する実践的な消費者教育等
- 持続可能な開発目標（SDGs）への対応
  - ・ 施策の基本的な柱の3つ目のタイトルを「環境等に配慮した消費生活」から「持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた消費生活」に変更
  - ・ エシカル消費の推進や脱炭素型ライフスタイルの促進等
- 評価指標の追加
  - ・ 計画の進行管理に資するため評価指標を新たに7つ追加し、計10の指標とした

No	対応する施策の柱	評価指標	現状 (R3)	目標 (R8)
1	1	継 消費生活センターの認知度	65.3%	80.0%
2		継 消費者ホットライン「188」の認知度	48.0%	80.0%
3		新 消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会※ 設置市町村の県内人口カバー率	43.9% (R3. 12. 1 時点)	100.0%
4		新 相談員の資格保有率	40.7%	75.0%
5		新 相談員の研修参加率	88.9%	100.0%
6	2、3	継 消費者啓発事業への年間参加者数	10,416人 (R2)	対前年度増
7	2	新 若年者(20歳未満)の消費生活センターの認知度	37.2%	80.0%
8		新 若年者(20歳未満)の消費者ホットライン「188」の認知度	46.5%	80.0%
9		新 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施率	89.2% (R2)	100.0%
10	3	新 エシカル消費の認知度	5.6%	30.0%

※消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会

高齢者や障害者等の消費者被害を防ぐため、地域の関係団体が連携し、きめ細かい見守り活動を行う。

#### 4 スケジュール

令和3年8月 2日	第1回審議会及び協議会開催(事務局素案説明、意見聴取)
8月25日	庁内関係課(青森県消費者行政連絡会議及び青森県消費者教育連絡協議会の構成課)での意見調整
9月21日～	第1回審議会及び協議会委員からの意見並びに庁内関係課から意見を踏まえて修正した事務局素案について審議会及び協議会委員に意見照会 → 委員からの意見なし
11月 1日 (～11/30)	事務局素案を計画原案としてパブリック・コメントを実施 → 県民からの意見なし
12月15日	庁内関係課(青森県消費者行政連絡会議及び青森県消費者教育連絡協議会の構成課)での意見調整により計画案を作成
令和4年1月27日	第2回審議会及び協議会開催(計画案について諮問・答申)
1月末	計画策定
2月	冊子印刷
3月	県HP等で公表